

令和
6年度

空き家でお困りの方へ

伊仙町空き家活用セーフティネット住宅 改修助成事業のご案内

伊仙町では、空き家の利活用と、住宅確保要配慮者の民間住宅への入居を円滑にするため、町民が町内の施工業者を利用して、空き家の改修工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

※同一住宅、同一申請人につき、
【一回限り】の補助となります。



補助額	対象工事
補助金（対象工事費の） 【補助率】 66% 【限度額】 100万円	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー改修・耐震改修・共同居住用に用途変更する改修・間取りの変更・子育て世帯対応改修工事・防火、消火対策工事 

対象外の工事(住居部分に関係しない工事、機器のみの取替等)

- ・新築工事・設備機器の取替・電話、インターネット等の配線工事・改築工事
- ・下水道接続工事・庭木の剪定・植栽工事・解体工事・門、ブロック等の外構工事
- ・公共工事に伴う補償工事等

補助対象者

- ・伊仙町内に空き家を所有している個人又は法人であり、町税等を滞納していないこと。

補助対象住宅

- ①住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として10年以上管理すること。
- ②申請時点に一定期間(3ヶ月以上)空き家であること。
- ③住宅確保要配慮者に該当する全てを入居対象としたセーフティネット住宅であること。
- ④家賃の額が近隣住宅の家賃と均衡を保つ水準以下で定められること。
- ⑤入居世帯の収入が38万7千円以下であること。
- ⑥昭和56年以降に建てられた住宅(新耐震基準)、基礎工事がなされている住宅であること。

補助要件

施工業者(※町税等の滞納がないこと。)

- ・伊仙町内に本社、支社、営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者。
- ※改修工事に係る見積書、契約書、領収書を町内住所で発行。

その他(他の住宅関連助成制度と工事内容が重複しないこと。)

- ・伊仙町に補助申請を行い、町から補助金の『交付決定通知書』が届いてから着工し、町が指定する期限内に完了すること。(事前着工や完了済住宅は認められません。)

募集期間

募集期間	受付場所	受付時間	募集件数	工事完了期限
10月15日(火) ～ 11月22日(金)	伊仙町役場 2階 建設課	午前9時 ～ 午後5時	1件	令和7年度 2月28日

・募集締切後、受付順に書類確認し、補助対象者を決定します。

事業(手続き)の流れ

事業に必要な主な書類

- ①申請書の提出
- ↓
- ②補助金等交付決定通知書(町)
- ↓
- ③セーフティネット住宅システム登録
- ↓
- ④事業実施計画書提出(県へ)
- ↓
- ⑤工事着工 ※必ず交付決定通知書受取後
- ↓
- ⑥工事完了 ※町が指定する期間内に完了
- ↓
- ⑦実績報告書の提出
- ↓
- ⑧補助金等交付確定通知書(町)
- ↓
- ⑨請求書の提出
- ↓

- (申請)
- ①補助金交付申請書(第1号様式)
 - ②空き家住宅改修事業計画書(第2号様式)
 - ③空き家住宅改修見積書(第3号様式)
 - ④改修工事の内容が確認できる図面
 - ⑤同意書(第4号様式)
 - ⑥改修工事を行う住宅付近の見取図
- (実績報告)
- ⑦実績報告書(第9号様式)
 - ⑧改修工事を行った部分の施工中及び施工後の写真
 - ⑨改修工事に係る契約書・内訳書(又は、見積書)の写し
- (補助金請求)
- ⑩補助金交付請求書(第11号様式)

※申請書等様式は、伊仙町役場2階建設課受付カウンターに用意してあるほか、伊仙町HPからも入手できます。

問い合わせ先

伊仙町役場 建設課(2階)
〒891-8293
鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842
TEL0997-86-3100 FAX0997-81-7001

